

平成27年度第2回
札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成28年1月25日（月）午後1時30分開会
場 所：W E S T 1 9 5 階 講 堂

1. 開 会

○事務局（柏原子ども企画課長） それでは、定刻となりましたので、平成27年度第2回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

最初に、本日の委員の出欠状況と会議資料につきまして確認をさせていただきます。

本日の出欠でございますが、枝村委員、大久保委員、梶井委員、加藤委員、菊地委員、品川委員、芝木委員、富岡委員、渡辺委員より事前に欠席のご連絡をいただいているところでございます。

なお、連合北海道札幌地区連合会の平野博宣委員が退任をいたしまして、かわりに、連合北海道札幌地区連合会事務局長の吉田賢一さんが後任として新たに委員に加わることになりまして、本日より会議にご出席をいただいております。

おくれて来られる方もいらっしゃいますが、本日は22名の参加委員で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、会議資料の確認でございます。

お手元の次第に記載されておりますとおり、資料1から資料8までとなっております。

なお、大変恐縮でございますが、資料1につきましては、修正をさせていただきました関係上、机の上に改めて配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料の不足等はございませんでしょうか。

2. 議 事

○事務局（柏原子ども企画課長） それでは、ここからは金子会長に議事の進行をお願いいたします。

○金子委員 金子でございます。

本日は、次第にございますように、かなり深刻な状態になっている虐待問題や子どもの貧困など、緊急の解決策はないけれども、それを目指してみんなで知恵を集めなければいけないという大きな課題についてもご意見を頂戴したいと思います。

まず、議事に入ります前に、事務局よりご紹介されました連合北海道札幌地区連合会事務局長の吉田委員が初めての参加でございますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉田委員 ただいまご紹介いただきました連合北海道札幌地区連合会で事務局長を仰せつかっております吉田賢一と申します。

会議の内容につきまして、ざっと概要あるいは構成員を見せていただきました。私は労働者を代表する者というくくりで出させていただいたわけでございますので、ぜひ今後ともよろしく申し上げます。

以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事の進行に移ります。

初めに、議事の（１）児童福祉に関する事項の調査審議についてでございます。

これには、①と②の二つの案件がございます。いずれも子ども・子育て会議が所轄する事務の一つでありますので、児童福祉に関する事項の調査をここでやるということでございます。

まず、①児童虐待による死亡事例等に係る検証組織の設置について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（柏原子ども企画課長） 子ども未来局子ども企画課長の柏原でございます。

それでは、私から、児童福祉に関する事項の調査審議について、そのうちの①児童虐待による死亡事例等に係る検証組織の設置についてご説明をさせていただきます。

資料１をごらんください。

まず、１の概要についてであります。児童虐待の防止等に関する法律第４条第５項におきまして、児童虐待を受けた児童が、その心身に著しく重大な被害を受けた事例につきましても、国、地方公共団体の双方における分析が必要と規定をされております。

昨年９月に手稲区で起きました男児の死亡事件を受けまして、関係機関のヒアリング、その他必要な調査を行い、事案の課題を分析した上で、再発防止のために必要な取り組みをご提言いただくため、検証組織を設置させていただきたいと考えているところでございます。

検証に当たりましては、厚生労働省から技術的助言としての通知がなされておりますが、こうした通知を踏まえながら、札幌市といたしましては、子ども・子育て会議の中に常設されております児童福祉部会をもって検証組織といたしたいということでございます。

なお、具体的な検証に当たりましては、児童福祉部会の委員に児童福祉関係等の学識経験者の方々を臨時委員として加え、臨時委員を含む児童福祉部会の中に検証ワーキンググループを設置して進めさせていただきたいと考えております。

検証ワーキンググループにつきましては、児童福祉部会の松本（伊）部会長、高橋委員のほか、５名の方を臨時委員として委嘱し、検証をお願いしたいと考えております。

なお、事前に部会長ともご相談の上、臨床心理、保育、母子保健、DV、医学の分野から人選を進めさせていただいたところでございます。

検証の進め方でございますが、昨年１２月１６日に児童福祉部会を開催いたしまして、検証組織の設置等につきましてお諮りをさせていただきました。

検証ワーキンググループにつきましては、あさって、１月２７日に第１回目の会議を開催する予定でございます。

２回目以降につきましては、事実の把握、事案の問題点や課題の抽出、報告書案の検討という流れで検討をお願いし、開催頻度につきましては月１回程、開催回数につきましては、過去の検証委員会の開催回数を踏まえまして、一旦、７回程度と置かせていただいておりますが、進捗状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

報告書を最終的に取りまとめていただくのが児童福祉部会になります。

なお、札幌市子ども・子育て会議条例第9条第6項の規定によりまして、児童福祉部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とさせていただきたいと考えておりまして、部会が報告書を取りまとめた後、当会議に報告させていただくことを想定しているところでございます。

資料1の説明は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

ただいま、検証組織の概要と専門家の先生方の委員のお名前、検証の進め方と決議方法についてご説明がございました。

ご意見やご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、ご意見がございませんので、ただいまの事務局案のとおりにさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

引き続きまして、②(仮称)児童相談体制強化プランの策定についてでございますが、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局(竹田地域連携課長) 児童相談所地域連携課長の竹田でございます。

私から、来年度予定しております(仮称)札幌市児童相談体制強化プランの策定についてご説明させていただきます。

お手元の資料2の(仮称)札幌市児童相談体制強化プランの策定についてをごらんください。

概要のところにありますように、札幌市では、このたび、まちづくり戦略ビジョンアクションプラン2015、これはこの後の議題にもなっておりますが、アクションプランを策定いたしまして、このプランの中の一つの事業としまして、児童相談体制の強化を検討することとしております。

児童相談を取り巻く環境については、虐待通告が増加の一途をたどっており、家庭での養育が困難だとする養護相談も増加しております。また、先ほどの議事にもありまして、今年度は、残念ながら死亡事案も発生しております。

児童相談所では、これまでも、区家庭児童相談室の設置や、24時間、電話相談を受ける子ども安心ホットラインの開設など、体制の強化について取り組んでおりますが、さらなる体制強化のため、医師職の配置や第二児童相談所の開設などについて検討したいと考えております。

この体制強化の検討は、来年度、平成28年度に行い、(仮称)児童相談体制強化プランとしてまとめたいと考えております。そして、この検討に当たっては、子ども・子育て会議からご意見をいただきたいと思いますと考えております。

具体的には、資料の2番に、審議の進め方について記載しておりますが、児童福祉に関

する事項の調査審議を所管する児童福祉部会において、児童相談体制に係る国の動向や他都市の状況、関係機関の意見、札幌市のこれまでの取り組み等を踏まえまして、札幌市の児童相談体制の強化の方向性をご審議いただくこととし、審議は5月から12月ごろまでの期間の中で、計五、六回程度行いたいと思います。そして、部会の審議結果は子ども・子育て会議に報告し、了承を得たいと考えております。

想定されるスケジュールでございますが、資料の3番に記載してありますとおり、12月ごろまでに素案の検討を行いまして、子ども・子育て会議への審議結果の報告時期にもよって前後するかと思いますが、来年1月ごろにパブリックコメントを実施し、3月には新プランを公表したいと考えております。

以上のことにつきまして、皆様にご承認いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。

概要のところに書かれておりますように、児童虐待の相談件数は毎年増加をしております、これは全国的にもそうですし、札幌でも同じような傾向があります。それに対応するために、特に、今回は、医師、ドクターの免許を持った方の配置や、第二児童相談所という新しい動きも含めて、相談体制を強化したいということでございます。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問がございましたらお出してください。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、承認ということにさせていただきます。

議事(1)の二つにつきましては、以上のとおりでございます。

次に、議事の(2)ですが、今、世界的にも日本でも大きなテーマの一つになっている子どもの貧困問題に対して、札幌市も同じように対策をとりたいということでございまして、(仮称)子ども貧困対策計画の策定という新しい課題について、ここで説明をいただきます。よろしく申し上げます。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 子どもの権利推進課長の渡辺でございます。

私から、(仮称)子ども貧困対策計画の策定について説明をさせていただきます。

資料3をごらんください。

札幌市の中期実施計画のアクションプラン2015については、後ほどの議事でもご説明させていただく予定でございますが、アクションプラン2015に、(仮称)子どもの貧困対策計画の策定が新規事業として盛り込まれ、平成29年度の計画策定を目指して取り組みを始めたところでございます。

ご承知のように、我が国の子どもの貧困率は、平成25年国民生活基礎調査によると16.3%で、6人に1人、ひとり親世帯では54.6%が貧困状態にあり、深刻さが増し

ている状況です。

これに対し、国においては、平成26年1月に子どもの貧困対策推進法を施行し、同年8月に子どもの貧困対策についての大綱を示したところでございます。

この法律におきましては、都道府県には、子どもの貧困対策についての計画策定の努力義務が課されておりますが、政令指定都市を含め、市町村にはその義務はございません。しかし、秋元市長の子どもの貧困対策への思いが強く、法定の計画ではなく、任意であっても計画を策定し、対策を進めていくことといたしました。策定する計画は、国の大綱や北海道の計画との連携が重要なものと考えているところでございます。

この計画の策定に当たりましては、児童福祉に関する専門家が在籍し、児童の福祉に関する事項を審議する子ども・子育て会議において、計画案の策定に向けて意見を頂戴したいと考えております。

具体的には、児童福祉部会を作業部会と位置づけさせていただき、臨時委員を加えて、事務局が作成いたします計画案について集中的にご検討いただき、子ども・子育て会議の総会にも適宜報告させていただき、ご意見を頂戴したいと考えております。

なお、臨時委員の人選につきましては、今後、検討を進めてまいります。

計画の策定作業は、新年度から本格化し、関係団体へのヒアリングなど、子どもの貧困についての現状把握を進め、作業部会については、平成29年度の計画策定までに、四、五回程度お集まりをいただき、審議をお願いしたいと考えているところでございます。

児童福祉部会で審議いただく案件としては、先ほどの1番目の議事の二つの事項など、数多くに及び、大変心苦しいところでございますが、本日、ご了承をいただけましたら、新年度から本格的に審議を始めさせていただきたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。

資料3の概要にありますように、貧困については、単なるお金の問題だけではなくて、お金の中心にしながら、子どもを取り巻く家族や地域の問題、それから、教育の現場あるいは親の就労など、総合的な社会問題がそこに入ってくるので、全体的な対応として、今後この計画が進められるというふうに思います。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お出してください。いかがでしょうか。

松本（伊）副会長、お願いします。

○松本（伊）副会長 松本でございます。

臨時委員について人選を進めるということでしたが、今の段階で、どういうふうな領域なり専門の方、あるいは部署にお声をかけていかれるかということについて、何かお考えがあったら、お聞かせいただきたいと思います。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） これから検討を進めていくところでございますが、児童福祉部会に属している方以外の学識経験者の方あるいは児童福祉施設の方を中心

に、検討を進めていくことになろうかと考えているところでございます。

○松本（伊）副会長 札幌にはご専門の方がたくさんおられますので、いろいろなところへお声をかけられると思うのですが、児童福祉部会は子ども福祉の専門家が多いものですから、教育畑の方のほか、現在の子どもの貧困対策法なり大綱では、どうしても子どもが小さいときの施策が後手に回りがちという印象がありますので、母子保健や保育の関係の方、あるいは、特に生活保護あるいは精神保健も含めて、大人の支援をされている方というふうに広くお考えいただければと考えております。

以上です。

○金子会長 専門委員の方に関するご要望でございますが、よろしいでしょうか。お願いします。

それ以外に、どなたか、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

子どもの貧困の問題は本当に大事なことで、子どもだけではなくて、家族全体や地域の問題など、かかわりがいろいろ広がってくることもあるので、ぜひ総合的に話を詰めていただきたいと希望します。

いかがですか。よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子会長 それでは、今の事務局案に対して異論がないということで、このとおり決めさせていただきます。どうもありがとうございました。

引き続きまして、（３）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について、①と②をあわせてご説明いただきます。よろしく申し上げます。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） 保育推進担当課長の渡邊でございます。

私から、資料４と資料５につきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料４でございますが、これは、昨年４月からの子ども・子育て支援新制度の施行に当たりまして、市町村に策定が義務づけられている子ども・子育て支援事業計画のうち、保育所や幼稚園などのいわゆる教育・保育サービスの需給の現況についてご報告をさせていただくものでございます。

具体的な計画につきましては、新・さっぽろ子ども未来プランの第５章に盛り込んでおりますが、平成２７年度から３１年度までの教育・保育サービスに関する市民のニーズに対して、事業者がどのようにサービスを供給していくかということを示したものでございます。

資料４の表の面は、平成２７年、昨年４月１日時点の２号と３号、つまり保育を必要とする児童のニーズ量と供給量のそれぞれについて、計画上の値と実績の値、さらに、これらの差を示したものでございます。

上の表はニーズ量で、表の下に記載してありますとおり、需給計画上の値を上回る実績は発生していません。つまり、昨年４月１日時点の保育所等へ入所を申し込んだ人の総数として、表のFの欄の２万５，７７５人が、Cの欄の計画上の値の２万６，５５２人を上

回っていない状態にあることを示しております。

これは、ニーズ量には、これから機会があれば保育サービスを利用したいという、いわゆる潜在的な保育ニーズを含んでいるためでございます。計画上は、この潜在的なニーズが徐々に実際の保育所等への入所の申し込みとして顕在化していくと想定しておりますことから、計画初年度の冒頭の時期においては、計画上の値と実績の値の関係性は妥当であると考えているところでございます。

一方、その下の表は、ニーズに対するサービスの供給量を示しております。

これは、平成27年4月の時点で、cの欄の計画上の値の2万6,152人分の供給に対して、実績の供給、つまり保育所等の実際の定員数が、fの欄の2万5,536人とどまっていることを示しております。

それで、表の下の記載では、2号、3号ともに供給量が需給計画上の値に達していない状態ということになっております。つまり、この計画がスタートした時点におきまして、既に600人分が計画を下回る状態になっていることがおわかりになるかと思えます。

この要因でございますが、矢印の下の箱に記載がありますとおり、計画がスタートする前年度、平成26年度における取り組みの結果によるものでございます。

計画がスタートする平成27年4月1日時点の供給量は、当然に、平成26年度中の保育所整備などの結果を反映したものになります。

昨年度は、計画を策定しながら、保育定員の拡大などの数々の施策を行ってまいりました。そのため、供給量の計画については、見込みの数を含めたものとならざるを得ず、平成27年度のスタート時点で、結果的に実績との差が生じた格好とになっております。

これは、具体的には、平成26年度において予定していた保育所の整備が計画どおりに進まなかったことや、計画上、事業者に対する意向調査の結果を踏まえて盛り込んでいた認可外保育施設の認可施設等への移行が、移行に当たっての審査の段階で認可基準を満たせないなどの理由で、実際には見込んでいたほど進まなかったことなどによるものでございます。

こうして約600人分の不足が生じたわけでございますが、これを一定程度補うための平成27年度の対策が、右下の箱の記載となっております。

具体的には、平成27年度の計画分として当初から見込んでいた整備の量に、27年6月議会の補正予算で390人分の整備を上乗せし、27年度中に1,000人超の定員拡大を図ることといたしました。また、この上乗せ分については、平成26年度における取り組みの反省から、保育所整備の募集要件を緩和するなど、事業者の確保促進を図ることといたしました。

現在、予算上見込んでいた定員の数は確保し、平成28年4月1日の開設予定で整備を進めているところでございます。

続きまして、資料の裏の面でございます。

これは、平成27年、昨年4月1日時点の1号と2号のうち、学校教育利用希望が強い

人、つまり幼稚園と認定こども園に対する児童のニーズ量と供給量のそれぞれについて、計画上の値と実績の値、さらに、これらの差を示したものでございます。

上の表のニーズ量については、表の面の資料と同様に、潜在需要を含めた計画上の値を、実績となる実際の申込者数が下回っており、両者の関係性は妥当であると判断しております。

また、下の表の供給量については、表の面の資料と異なりまして、計画上の供給量を上回って整備できている状態を示しております。

資料4の説明については、以上のおりでございます。

続きまして、資料5につきましてご説明をさせていただきます。

これは、子ども・子育て支援事業計画における事業所内保育事業の位置づけについて見直しを行おうとするものでございます。

ご存じの方も多いかとは思いますが、まず、事業所内保育事業とは何かということについて簡単にご説明申し上げます。

事業所内保育事業は、企業の従業員の福利厚生などを目的に、企業によって設けられる保育施設に係るものでございます。子ども・子育て支援新制度の開始に伴いまして、新たな認可事業となったものでございまして、小規模保育事業などと同様に、地域型保育事業にくくられるものでございます。

認可事業としての事業所内保育事業の特徴でございますが、利用定員に、従業員枠、つまり従業員の児童が利用できる定員枠と、周辺住民が利用できる定員枠の地域枠の二つの枠があるということでございます。さらに、認可事業としては、必ず地域枠を設けなければならないとされているところでございます。

今回の具体的な見直しの内容でございますが、資料の下の図にあるとおりで、供給量の確保の優先順位が一番下にある事業所内保育事業について、右下の吹き出しのように、優先順位から削除をいたしまして、上の囲みに書いてある新たな位置づけとしたいと考えております。

囲みの中で、下線を引いてある部分がポイントでございますが、優先順位に位置づけずに、認可の可否について判断をするということでございます。ただし、地域枠の定員については、事業規模に応じた適正な数にするようにしたいと考えております。

なぜ、こうした見直しを行うのかということは、資料の中段の黒丸のところに記載しております。

それをご説明する前に、昨年度の議論の復習にはなると思うのですが、供給量の確保の優先順位について簡単にご説明をいたします。

子ども・子育て支援事業計画では、保育所、小規模保育事業など、施設や事業をどういう優先順位で整備していくかということを定めております。

その理由は、就学前児童の数が減少傾向にあることを踏まえ、供給が足りないからといって、すぐに施設等を新設するのではなく、まずは、既存の施設を有効に活用すべ

きではないかといった議論に基づいて検討されたものでございます。

具体的には、資料の左下の囲みにありますとおり、第一優先が、既存の幼稚園等から認定こども園への移行、次に、既存保育所の増築等による定員増、こういうぐあいに優先度を定めております。

この優先順位の中で、事業所内保育事業は、供給量の確保策として最下位にあることがわかります。これは、資料の裏の面になりますが、上の箱にありますとおり、従業員枠の定員を供給量として含めることができないことから、地域枠だけでは供給量の確保策として効果が非常に限定的であると考えたためでございます。

計画の中では、施設等を整備するに当たって、地域のニーズをもとに、足りない部分について、基本的には、ただいま申し上げた優先順位に基づきサービスを供給していくことにしております。

しかしながら、事業所内保育事業につきましては、冒頭にご説明したとおり、地域のニーズというよりは、企業が、従業員のためというニーズに基づいて行うものでございまして、先ほど申し上げたように、地域のニーズに対して効果が限定的という考え方に、そもそもそぐわないのではないかと考えられます。

一方で、事業所内保育事業には、地域枠も設定しなければならないということになっておりまして、地域枠については供給量に含めることになるため、供給量が過剰になる懸念も出てまいります。この点の記載が、資料5の表の面の中段の二つ目の黒丸になっております。

これにつきましては、札幌市が事業者を募集する際に、事業者と、地域枠の定員を調整することによりまして、供給量が過剰にならないよう配慮できるものと考えております。

以上が見直しの内容でございますが、なぜ、このような見直しをするのかという背景が、資料の裏の面の下の箱に記載されております。

事業所内保育事業をめぐる全国的な動きがあるほか、市内経済界からのご要望、また、市内の幾つかの企業からの、従業員のために事業所内保育事業を新設したいといった具体的な要望も寄せられているところです。

事業所内保育事業における従業員枠の児童も、保育認定を受けて利用されていることを考えますと、企業のお力をかりて市内の待機児童対策を推進することにもつながりますので、札幌市も、認可事業として事業所内保育事業について活用を図るべきと考え、今回の見直しを行うということでございます。

以上が資料5の説明でございます。

私からの説明は以上です。

○金子会長 ありがとうございます。

資料4と資料5について一緒にご説明いただきました。

ニーズと需給計画では、需給計画のほうが上であったけれども、実施の供給量と需給計画にずれがあるという現実を踏まえて、今までの公的なものと私的なものというやり方を

超えて、私的なものの枠の中で、事業所内保育事業の活用という方向に動きたいのご意見であったかと思えます。

これにつきまして、資料4と資料5をあわせて、あるいは別々でもよろしゅうございますが、ご意見、ご質問がございましたら、お出してください。いかがでしょうか。

城岡委員、お願いします。

○城岡委員 城岡です。

たまたま、私自身が3年前に、1年半ほどのあいだ事業所内保育所を利用させていただきました。とある運送会社の事業所内保育所ですが、市内の中心部に立地していたものですから、そちらを利用させていただいておりました。結果として、保育所の送り迎えにかかる時間が短くて済み、預ける日程や時間の計画変更などで使い勝手がよかったので、非常にありがたかったなという記憶があります。

一方で、事業所内保育所ということで、認定されているわけではないので、その情報が得られずに、人づてでいろいろと調べて、ようやくたどりついたのですが、そこまでが大変でした。

行政として、事業所内保育事業をあっせんしたり推薦するというのは、なかなかなじまないのかもしれませんが、そういう地域のニーズは間違いなくあると思いますし、このような事業所内保育事業があるというのが情報としてまとまっていたり、使い方をあっせんしたりという場面があると喜ばれることも多いのではないかと思いますので、事例紹介として意見を申し上げさせていただきます。

○金子会長 ありがとうございます。

今のお話は、資料5に書いてある、定員の4分の1以上という地域枠の中でご利用になったということによろしいですか。

○城岡委員 はい。

○金子会長 ありがとうございます。

そういうことで、従業員枠だけではなくて、地域に開放するという方向性を持った事業所内保育事業がございます。

ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 齋藤寛子です。ことしもよろしく申し上げます。

保育園の待機児童の数をゼロにすることを目指しながら、なかなかゼロにならないということが全国的に話題になっていて、この会議でもずっと話されていると思います。

私が、先日、保育士の資格を持っていて別のところで働いているお友達に、どうして保育の場所に復帰しないのかと聞いたら、フルタイムで働いたら月に25万円ぐらい稼げる方だと、月に20万円の保育士に戻るのは、内容的にもすごくハードで、命を預かるわけだから大変ということでしたが、そういうお友達が二、三人ほどいます。

今回、国の補正予算案の保育対策関係の中に、新しく、未就学児を持つ潜在保育士に対

する保育所復帰支援事業と潜在保育士の再就職支援事業が盛り込まれていたと思います。ここでもまた、潜在保育士を活用しようということになっていると思うのですが、札幌市として、その辺をどういうふうにご考えられているのか、ご質問したいと思います。お願いします。

○金子会長 ありがとうございます。

今のご質問に対していかがでしょうか。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） この後、ご説明が入ると思うのですが、札幌市では、アクションプラン2015におきまして、保育士・保育所支援センターを開設する保育士等支援事業を行う予定でございます。

これは何かといいますと、先ほどお話がありました潜在保育士を発掘いたしまして、保育士を必要としている保育所等にご紹介するというところで、いわゆる人材マッチング的なことを行う事業でございます。実際に、潜在保育士のことがなかなかわからない部分もございまして、こういったセンターを活用して潜在保育士を発掘いたしまして、少しでも保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○金子会長 ありがとうございます。

今のお話は、アクションプランの中にも書いてあるということですね。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） はい。

○金子会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ただいまの資料4と資料5に関するご意見、ご質問でございますが、よろしいでしょうか。

秦委員、お願いします。

○秦委員 済みません。毎度毎度のことなので、聞き飽きた方もいらっしゃるかもしれませんが、3号認定の子どもの受け皿は一定程度確保されたとして、その後の連携施設が十分に確保できていないと、3歳を過ぎてから急に行き先に困ってしまう子どもたち、もしくは保護者が出るおそれがあります。そういう方が出ないような配慮を同時にしっかり行っていかなければいけないと思います。

0歳、1歳、2歳の子どもの受け入れ先は、事業所も含めて一定程度拡大されていくと思いますが、その後、自宅からも職場からも大変遠い保育園しかあいていなくて、そこへ行かざるを得ないという、利便性の悪さが利用者の中に生じないような配慮も同時に考えていかなければいけないということは、再三再四申し上げておきたいと思っております。

○金子会長 ありがとうございます。

今の秦委員のご意見に対していかがでしょうか。

それから、念のためですが、2号、3号ということも少し解説していただくとありがたいと思います。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） まず、2号、3号という言葉です。

新制度の開始に伴いまして、保育の認定を行うこととなりますが、この保育の認定で、1号、2号、3号という分類がされました。

1号につきましては、教育を希望される3歳から5歳までの児童ということで、端的に申し上げますと、幼稚園を利用されたいというお子さんです。

2号と3号につきましては、保育を必要とする児童です。つまり、保育所等を主に利用したいと言われる児童で、2号につきましては3歳から5歳、3号につきましてはゼロ歳から2歳という分類をしております。

ちなみに、2号につきましては、計画上は2種類に分かれておりまして、先ほどの説明の中にありました学校教育利用希望が強いというものに分類にされるのは、認定こども園を利用されたい児童といった計画上の分類はございます。

それが、1号、2号、3号のご説明でございます。

次に、ご質問にありました連携施設についてです。

今回の新制度の開始に当たりまして、新たに認可事業として設けられた地域型保育事業がございます。これは、例えば、定員が19名までの小規模保育事業を指すものでございますが、この事業は、基本的には0歳から2歳までの利用しかできません。

そこで、そういった事業の認可の条件として、幾つかの機能はあるのですが、そこを卒園して、どこかに行くのか困ってしまうということがないように、主に卒園後の受け皿の連携施設をしっかりと確保するといった条件がつけられております。

私どもが認可をする際には、もちろん、連携施設をしっかりと確保した上で認可しているところでございますが、新制度が始まってから5年間につきましては、経過措置が設けられておりまして、とりあえず認可をする段階では受け皿が確保できていなくても、5年以内にしっかりと見つけなさいという、言ってみれば特例措置が設けられているところでございます。

実際のところ、私どもが認可をする段階で、連携施設が確保できていない施設もございますが、そこにつきましては、認可をした後も、状況についてしっかりと把握をいたしまして、逐一、連携施設の確保をお願いしているところでございます。

5年間という、長いようで短い期間でございますので、その間にしっかりと確保できるよう、私どもも事業所に対してしっかりと支援してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○金子会長 ありがとうございます。

秦委員、よろしいでしょうか。

○秦委員 例えば、地域の中で保育園を営んでいる社会福祉法人が連携を求められて、一度お断りをしているとしたら、そこによほどのインセンティブか何かが生じないと、要請が2回来ても3回来ても断るのではないかと思うのです。つまり、法人の意思が変わらなければ、1年後も5年後も、そこは動かないと思います。ですから、そこをどう動かして

いくかということについて、制度なのか、行政の働きかけなのか、何か考えていかないと、改善がなかなか進まないような気がします。

○金子会長 大変貴重なご意見だと思います。いかがですか。そういう方向で行けそうですか。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） 現時点において、連携施設となる側の保育所あるいは幼稚園に対しまして、直接的に、連携施設を受けていただくようお願いすることはまだ考えておりませんが、来年度予算におきまして、小規模保育事業に対する補助を見込んでおります。その中では、一つの条件といたしまして、連携施設を必ず確保することを設けさせていただくような事業も考えております。

私どもも、連携施設の確保につきましては、行政として何ができるかということを引き続き考えていきたいと考えております。

以上です。

○金子会長 ありがとうございます。

とりあえずそういうことだということでございます。

ほかに、資料4と資料5につきまして、ございませんでしょうか。

松本（直）委員、お願いします。

○松本（直）委員 松本です。よろしく願いいたします。

需要と供給を合わせていくというのは、働くお母さんや、ちょっと息抜きをしたいお母さんに向けては、すごくいい取り組みで、ありがたいと思うのですが、ちょっとした疑問があります。

こうやってどんどん保育園ができていきますが、この後、少子化で子どもが減っていった場合、今できている保育園の運営はどうなるのかと思います。ちょっとした疑問ですが、教えていただきたいと思います。

保育園の経営が難しくなって倒れていくということが多分見えていると思うので、そういう対策なども考えながらつくっているのか、補助を出しているのかということをお聞きしたいと思います。素朴な疑問ですが、よろしく願いいたします。

○金子会長 お願いします。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） 今回ご説明した需給計画でございますが、昨年策定した時点では、委員がご指摘のとおり、就学前児童が今後減少していくことを踏まえ、ニーズ量を見込んで、それに合わせて供給をどうしていくかということを考えております。

先ほどもご説明の中で少し申し上げましたが、施設が足りないからといって、すぐ新設するのではなくて、既存の施設を有効に活用しようということなんです。特に、幼稚園から認定こども園への移行を第一優先に掲げるなど、そういった工夫を行っているところでございます。

さらに、計画の中間年度で、必要があれば見直しをせよということも国から言われていて、需給の進捗状況をしっかりと見ながら、必要に応じて今後見直しについても検討をし

ていきたいと考えております。

以上でございます。

○金子会長 よろしいですか。

○松本（直）委員 これから高齢の方がふえていくので、保育園や幼稚園が高齢者福祉施設と一緒にいるとか、そういったいろいろな発想が出るとおもしろいですし、小さい子供たちが高齢の方と触れ合うところができるというのはすばらしいと思います。

ですから、保育園、幼稚園だけで終わらず、どんどん発展していったらいいなと思います。そうしたら、その箱物もたくさん使えますし、職員の方などもどんどん発展していいのではないかと思います。

以上です。

○金子会長 実際にそういうことをやっているところもあるのですが、例えば、この時期だと感染症の問題があって、病気になる危険性もあるので、せっかく高齢者と児童が一緒にいる施設でも、余り交流させたくないということがあります。基本的には世代間交流を進める方向ではあるのですが、手放しではできない問題もあるという実態もございます。

ほかによろしいでしょうか。

ほかにも議題が残っておりますので、資料4と資料5のご説明については了承するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子会長 ありがとうございます。

引き続きまして、議事の（4）まちづくり戦略ビジョンアクションプラン2015についてでございます。

ご説明をお願いいたします。

○事務局（柏原子ども企画課長） 子ども企画課長の柏原でございます。

それでは、まちづくり戦略ビジョンアクションプラン2015につきまして、資料6及び資料7に基づきましてご説明をさせていただきます。

ちょっと分厚いのですが、資料6の2ページの下にございます計画の体系図をごらんいただきたいと思っております。

札幌市では、平成25年度に、まちづくりに関する最上位の計画であるまちづくり戦略ビジョンを策定しておりますが、今回ご説明をするアクションプランは、戦略ビジョンを実現するための中期実施計画として、昨年12月に公表したものでございます。

内容といたしましては、昨年5月に就任した秋元市長の公約事項を含めまして、札幌市が取り組むべき今後5年間の政策的な事業を網羅したものとなっております。

なお、昨年、子ども・子育て会議でご審議をいただき、策定いたしました新・さっぽろ子ども未来プランは、図の右側にございます個別計画として位置づけられておりますので、アクションプランでは、考え方や方向性、施策などにおいて、未来プランとの整合性を図り、策定しているところでございます。

続きまして、同じ資料の6ページから10ページにかけてごらんください。

秋元市長は、施政方針におきまして、四つのまちづくりの挑戦に取り組むという形で表明をしております。アクションプランでは、その四つの挑戦を重点課題として位置づけております。また、これを牽引する取り組みとして、五つのリーディングプロジェクトを設定したところでございます。

重点課題の一つには、7ページの上段の「女性が輝き子どもたちが健やかに育つ街」さっぽろをつくるを掲げておりまして、五つのリーディングプロジェクトのうち、7ページの子育て世代応援プロジェクトと、8ページの未来を担う「さっぽろっ子」育成プロジェクトの二つが、子ども施策にかかわりの深いものという形になっております。

続きまして、14ページの計画の体系をごらんください。

最上段にございます暮らし・コミュニティーや、同じ階層にある産業・活力など、アクションプランでは、四つの政策分野ごとに施策をまとめているところでございます。

子ども関連施策の多くは、右側の上から5番目の2-②子ども・若者を社会全体で育成・支援する環境づくりに整理をされておりますが、例えば、子育てと仕事の両立支援のためのワーク・ライフ・バランスに関する施策につきましては、政策分野では産業・活力に位置づけられて、右側の6-②誰もが活躍できる社会の実現の中に整理をされているなど、新・さっぽろ子ども未来プランに比しまして、より広い政策の中でそれぞれの事業を整理しているところでございます。

また、新・さっぽろ子ども未来プランに掲載している事業と、アクションプランに掲載をしている子ども・子育て関連事業につきましては、双方の計画に同様の内容で計上している事業もございますが、未来プラン事業に対し、アクションプラン事業では、その内容を拡充しているもの、また、未来プランでは施策の方向性として示すにとどまり、アクションプランで初めて事業として計上しているものなど、さまざまとなっているところでございます。

そこで、お手元の資料7では、新・さっぽろ子ども未来プランの体系に基づきまして、特に、アクションプランの中で未来プラン事業を拡充したものや新規事業につきまして、その主なものを例示させていただきましたので、資料7に基づきまして説明をさせていただきます。

なお、新規・拡充事業の後ろに括弧で示したページがございますが、これは、資料6のアクションプランでの掲載ページとなっております。

まず、目標1の、子どもの権利を大切にす環境の充実に関する事業についてでございます。

初めに、中ほどになりますが、(仮称)子ども貧困対策計画の策定でございます。

これは先ほどご審議をいただきましたので、内容につきましては割愛しますが、未来プランでは、子どもの貧困への対策について今後検討する旨を施策の方向性の中に盛り込み、具体的な事業は計上していないところですが、アクションプランでは、新たに事業として

計上させていただいたところでございます。

また、新規の、子どもの学びの環境づくり事業でございます。

これは従前から実施をしてきた事業でございます。財源等の問題から、未来プランでは、主な事業としては計上できずに、フリースクール等の民間施設との情報交換や連携を引き続き進めることで、さまざまな子どもたちの居場所の確保に努めると、方向性を示すにとどめたところでございますが、学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、フリースクールなどへの補助の対象団体数を拡充する形で、アクションプランに新たな事業として計上させていただいたところでございます。

また、その下の児童福祉相談・支援体制の強化につきましては、未来プランでも、事業として、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していくとしておりましたが、先ほどご審議いただきましたとおり、その内容を（仮称）札幌市児童相談体制強化プランにまとめることとして、アクションプランに計上したところでございます。

次に、目標2の、安心して子どもを生み育てられる環境の充実に関する事業でございます。

拡充となっておりますワーク・ライフ・バランス推進事業についてでございます。

未来プランにおきましても、市内企業のほか、若い世代に対する普及啓発の実施や、市内企業に対するアドバイザー派遣などを事業として計上しておりましたが、アクションプランでは、育休代替要員雇用に対する企業への新たな助成なども盛り込み、事業名を、仕事と暮らしのライフプラン支援事業に改めるなど、事業を拡充し、実施することとしているところでございます。

ちょっと飛びますが、新規の、妊娠・出産包括支援事業でございます。

未来プランでは、施策の方向性の中で、妊娠期から切れ目のない支援体制を構築し、安心して妊娠・出産ができ、出産後も安心して子育てができる環境を充実させていくとしておりましたが、アクションプランにおいては、産前・産後ケア事業をさらに強化するため、初めてお子さんを迎えられるご家庭への初妊婦訪問に加えまして、産後に心身の不調や育児不安がある方が利用できる産後ケア事業の実施を予定する、新たな事業として計上したものでございます。

また、下のほうになりますが、新規の、第2子以降保育料無料化事業につきましては、これまでの第3子以降に加えまして、最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、平成29年度から、第2子についても保育料を無料化し、経済的負担を軽減することとして、アクションプランに新たに計上したものでございます。

次に、資料の右側でございます。

目標3の、子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実に関する事業についてでございます。

先ほどもお話がございましたが、新規の、保育士等支援事業についてでございます。

保育所等において必要な保育士を採用できる環境づくりに取り組むことは、質の高い保

育を確保する上でも重要でありますことから、潜在保育士の復職支援等や、求職者と保育所からの求人のマッチング等を行う（仮称）保育士・保育所支援センターを開設するとともに、保育士資格を持っていない幼稚園教諭が資格を取得する際に要する費用等の補助の創設について、アクションプランに新たに計上したものでございます。

また、ちょっと飛びますが、新規の、札幌緑小学校区多世代交流施設整備事業についてでございます。

これまで、小規模の特認校を除きまして、全ての小学校区で、公的な放課後の居場所整備という形で進めておりましたが、唯一、公的な放課後の居場所が整備されていない札幌緑小学校区におきまして、校区の児童増とも相まって、学校併設で居場所の整備を行うことが困難でありますことから、児童会館機能に加えまして、多世代交流等の機能を付加した札幌型公共施設として整備することをアクションプランに新たに計上したものでございます。

最後に、目標4の、配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実に関連する事業についてでございます。

新規の、児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業につきましては、経済的な事情で学業を諦めざるを得なくなることが多い児童福祉施設入所児童が、大学等への進学を志すことができるように、大学等に入学するため措置解除となる場合に、進学に際して必要な経費及び生活費等について措置費を支給することとし、アクションプランに新たに計上したものでございます。

続きまして、新規の、市立特別支援学校の教育内容等の拡充でございます。

未来プランの学校教育等における支援体制の主な事業としては計上しておりませんが、市立特別支援学校において、児童生徒の障がいの重度・重複化や多様化に対応するため、安心して学び育つための教育環境の整備、生徒の自立や就労に向けた教育内容を充実される事業として、アクションプランに計上したものでございます。

また、一番下でございますが、新規の、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業につきましては、未来プランにおいても、就職活動に有利な技能習得等の支援に係る事業を計上しておりますが、ひとり親家庭の親の中には、最終学歴が中学校卒のため、資格取得養成機関への入学資格がないなどの場合もありますことから、よりよい条件での就職や、就職に有利な資格取得の促進をするため、認定試験用の講座を受講したときと試験に合格したときに、受講費用の一部を補助することといたしまして、アクションプランに新たに計上したものでございます。

以上、主なものをご紹介させていただきましたが、このように、新・さっぽろ子ども未来プランには掲載されていない新たな子ども・子育て関連事業についても、今後、アクションプランに基づきまして着手をしてまいりたいと考えております。

そこで、新・さっぽろ子ども未来プランの進捗管理についてでございますが、未来プランに計上した主な事業のみならず、未来プランの施策の方向性に基づき、アクションプラ

ンで具体化した事業など、必要なものにつきましては、来年度以降、その状況を子ども・子育て会議にあわせてご報告することで、進捗状況を適切に検証していただく体制を整えたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

私どもが昨年度つくりました新・さっぽろ子ども未来プランを大幅に拡充するような内容がたくさん込められていたと思います。

これについては、なじみのある内容もあるし、今、新規の事業もたくさんご紹介されましたので、ご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員 岡田です。よろしく願いいたします。

資料7の目標2で、ワーク・ライフ・バランスのことについてお聞きしたいと思います。

今、1年を通して、お正月だから仕事が休みという時代ではないので、親が働く仕事に合わせて、就業状況によって、延長とか休日など多様な保育のサービスを提供していくという、いつでも子どもを預けられるサービスについては非常にニーズが高くて、必要だと思えます。

それと同時に、ワーク・ライフ・バランスについて考えたときに、親が家庭で子どもと過ごす時間を十分とれるということを含めてのバランスだと私は考えているのですが、そうすると、子ども・子育てということではなくて、企業とか会社の働くスタイルなど、就業規約みたいな話になってくると思えます。

ですから、ここでの話ではないかもしれないのですが、同時にそちらも考えていかなければならないと思います。その辺で、いろいろと資料を見ても見つけられなかったのですが、働いて子どもを預けられる場所がふえるだけではなくて、親が家庭に戻って家族と一緒に過ごす時間を確保するという動きは、この中で方向性として見込まれているのかどうか、確認させていただきたいと思えます。

○金子会長 いかがですか。

○事務局（柏原子ども企画課長） 今のご質問の件でございますが、これまで市が行っているワーク・ライフ・バランスの施策については、どちらかというと企業向けを中心に取り組んできたところでございます。

ただ、先ほどご説明をいたしましたとおり、今回の事業の目玉は、育児休業をとってお休みをされるときに、ほかの方を雇っていただいて、その雇っていただいた方のお給料に対しても補填するということで、企業としても、どんどんお休みをとってもいいというような空気、環境を醸成するために、インセンティブの一つとして、助成金を出すという形をとっております。

この取り組みは今回が初めてですが、お母さんとかお父さんが家庭に入られるときに、会社の協力は当然あってしかるべきだと思いますので、この事業を拡充していく中で、そ

ういう環境の醸成なり整備についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところ
でございます。

○岡田委員 そういった方向も視野には入っていると解釈してよろしいですか。

○事務局（柏原子ども企画課長） はい。

○岡田委員 ありがとうございます。

○金子会長 ほかにございませんでしょうか。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 齋藤です。

今、岡田委員が言われたことに上乘せをしますと、小手先のテクニックではないのですが、働くお母さんに関する項目に、女性が輝くとか、誰もが活躍できるという文言があると、専業主婦で働く必要がなく、0歳、1歳、2歳、3歳の子どもを育てているお母さんが輝いていないように受け取られることもあります。

それで、子どもと母親がいつも一緒にいるのは、強制されなくても、楽しいこと、うれしいことで、そこに対するサポートも必要だと思うのですが、活躍できるとか輝くという言葉をちょっとだけうまいぐあいに変えれば、札幌らしくなるのかなと思いますので、何か、いい文言を考えたいです。

○金子会長 回答は特によろしいですか。ご意見をおっしゃったということですね。

○齋藤委員 はい。

○金子会長 子どもを育てるということは、働いていても在宅でも同じなので、同じように扱うということだと思います。どちらも次世代を育成しているということは、恐らく皆さんもわかっているはずだと思いますが、そういうことでよろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

平野委員、お願いします。

○平野委員 平野です。

子どもの権利に関して、先ほどもご説明があったように、学びとか学習という話はたくさん出てくるのですが、もう一つ、遊ぶとか休むということも、子どもの権利の中でとても重要な権利だと思います。ただ、これを見ると、そのあたりの政策としてプレーパーク推進事業ぐらいしか見えないのが残念だなと思います。

これだけいろいろな資源がたくさんある北海道の中で、子どもたちが表に出て、わくわく、どきどきできるような場をどうつくっていくのか、これがまちづくりの中でとても重要だと思うのですが、そのための政策として、どこに反映されているのかについて教えていただきたいというのが1点です。

もう1点は、この前も話をさせていただきましたが、子ども・子育ての中で、思春期の子どもたちに対してどういう支援をしていくのかということですか。

それに関するビジョンとして、仕事の訓練とか、勉強を頑張りなさいという話はたくさんあるのですが、例えば、この中に書いてある若者ワークショップに出てくるのは30人

程度で、ほとんどが大学生という状況ですよね。そういうところに北海道の高校生がどんどん出てこられるような仕組みを考えていくことが、まちづくりを担っていく上でとても重要だと思います。

なぜかという、まちづくりのためには、彼らが札幌に残って働いてくれることがとても大事だからなのですが、彼らの年代にとっての魅力は何かというヒアリングの結果をどのような形で反映されているのか、ちょっと気になりましたので、お伺いしたいと思います。

○金子会長 大きく二つですね。それでは、よろしくお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の渡辺でございます。

一つ目は、子どもの権利に関して、子どもの体験、遊び、学びについてのご質問ですが、資料6のアクションプラン2015の33ページをごらんいただきたいと思います。

そこに、その他の事業ということで、事業名のみを記載しておりますが、先ほど委員からご指摘がございましたプレーパーク推進事業を上から10段目に掲載しております。

そのほかに、子どもの体験活動として、6段目に、子どもの体験活動の場支援事業も掲載しております。これにつきましては、旧真駒内緑小学校の跡施設を活用したC o ミドリという施設を昨年4月に新たに開設して、体育館や教室、屋外のグラウンドを使って、常時、プレーパークを開催しております。お子さんが好きなきにきて、いろいろな活動をしていただけるということで、この計画に位置づけているところでございます。

私からは以上です。

○金子会長 もう一点はいかがでしょうか。高校生などがもっとかかわれるようにというお話でしたね。

○事務局（柏原子ども企画課長） 2点目につきましては、今、回答できませんので、済みませんが、後ほどきちんとご説明させていただきたいと思います。（別添「質問・回答（後日回答分）」参照）

○金子会長 それでは、ほかにございませんでしょうか。

下村委員、お願いします。

○下村委員 下村です。

プランでは、拡充することとして、児童福祉相談・支援体制の強化が出ております。私ども主任児童委員は、家庭児童相談室の方と協力いたしまして、虐待防止と一時保護を児童相談所をお願いしているのですが、第二児童相談所の開設は大体いつごろになるのか、見込みを聞かせていただきたいと思います。

今、児童相談所は、1カ月に四、五十人しか保護する能力がなくて、190万人都市の札幌としては余りにも少な過ぎるということで、第二児童相談所の開設をお願いしたいと思います。

また、スクールカウンセラー配置事業が同じ32ページに出ております。スクールカウンセラーの配置時間数の目標として、現状の54時間から69時間にすることは非常にい

いと思うのですが、今、スクールカウンセラーは中学校区に1人なので、小学校区に1人を希望したいのです。そういう計画はあるのでしょうか。

この2点をお願いいたします。

○金子会長 よろしく申し上げます。

一つは、第2児童相談所ですね。

○事務局（竹田地域連携課長） 児童相談所の竹田です。

先ほどの議事でもご説明しましたが、来年度、児童相談体制強化プランについて検討します。その中で、第2児童相談所は必要があるのかということも含めて検討するものですから、その時期についてはこれからの話で、つくるとなれば、その後、どういう手順で、どの時期につくるかという話になっていくかと思います。

○金子会長 もう一つは、スクールカウンセラー配置事業の件ですね。

○事務局（仙波教育推進課長） 教育委員会の教育推進課長の仙波と申します。

私から、スクールカウンセラーについてお答えさせていただきます。

今の委員のご指摘のとおり、中学校については、1人のカウンセラーという形で対応しておりました。

今回、事業として載せましたのは、小学校へのスクールカウンセラーの配置時間について、現状の1校平均5.4時間から、平成31年度では6.9時間にまで段階的に引き上げていくという計画になっております。5年間で十数時間延ばすこととなりますが、残念ながら、この5年間では、1校につき1人という計画にまでは届かないこととなります。

ただ、この5年間で、さらにスクールカウンセラーの需要そのものが伸びてくるということがございましたら、その先の5年間においても、時間数の増なりを検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○金子会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにごございませんでしょうか。

柴田委員、お願いします。

○柴田委員 柴田でございます。ことしもよろしくようお願いいたします。

2点についてお伺いしたいと思います。

まず、資料7に、目標2の施策1として、働きながら子育てしやすい環境の充実とあります。

私は民間の共同学童保育所にはありますが、延長、休日等、多様な保育サービスの提供という点では、お母さんたちも少し安心できるかなと思います。

ただ、一方では、ワーク・ライフ・バランスということがあります。月曜日から土曜日まで夜勤があつて、親が帰ってこられない家庭も随分あるやに聞いておりますが、モデル事業のような形で、せめて1週間に1回ぐらい、土・日以外に定時退社ができる子育て支援の日みたいなものを立案した企業に対しての補助があればいいと思います。働きやすさ

ばかりではなく、家庭はどうかということを考えてときに、何か新しいプランを考えていかなければならないと思います。

この間、学習会がありまして、フィンランドとかスウェーデンでは、午後5時になったら親は帰って、家庭の中で子供と一緒に過ごすというお話も聞きましたが、子どもの心身の安定ということを見ると、その辺について何か立案していただけないかと思います。

もう一点、資料7に、目標3の施策2として、充実した学校教育等の推進とあります。新規に、算数に一ごプロジェクト事業を実施するということですが、やっとうこういうことができる時代になったのかなと思います。

一方で、基礎学力というのは国語と算数ですよね。教育関係者の方はよくご存じだと思いますが、算数の学力を上げるためには、国語の読解力を上げなければいけないとよく言われますから、算数、国語と欲張ってやるわけにはいかないのかなと思います。

今、学校の授業がスピード化されていて、全員で音読するという授業がなくなり、小学校3年生ぐらいになっても、まだ拾い読みをしているような実情があります。そういう点で、余力があれば、算数と国語の両方という視点に立っていただけないかと思います。

もう一つ、25人程度の少人数指導はすごくいいのですが、学校現場の方はよくご存じのとおり、発達障がいのお子さんなどもすごく多くて、1年生の30人のうち、十二、三人が教室の中を走り回るといったクラスもあるやに聞いております。

ですから、今あるものをもう少しふやしていただくという意味で、ティーチングティーチャーとか学びのサポーターなどにぜひ視点を向けて、何とかやっていただけないかというのが私の意見でございます。

以上です。

○金子会長 いかがでしょうか。

○事務局（柏原子ども企画課長） 1点目は、ワーク・ライフ・バランスに関連して、新しい補助などの取り組みを行ってはどうかというお話でございます。

先ほどもお話をいたしましたように、今回の企業支援の中では、育休をとりやすくするための環境づくりということで、新たに代替要員の方を雇っていただく場合の給料の補填という形が支援の拡充の第一歩と考えているところでございまして、今の段階では、新規のものは想定できませんが、国等の動向もきちんと注意深く見ていきたいと考えております。

一方で、ここには載せておりませんが、就職する上でも、ワーク・ライフ・バランスという考え方が非常に大事ですので、企業だけではなくて、若者、特に新たに企業選びや就職活動をする大学生などに対する働きかけも平成28年度から進めていこうと考えております。これは、当然、長い時間がかかる取り組みになろうかと思いますが、そういうこともトータルして、環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○事務局（仙波教育推進課長） それでは、教育部門について、教育推進課長の仙波からご説明させていただきます。

大変、貴重なご意見をありがとうございます。

算数だけではなく、国語の読解力も大切だというご意見はごもっともでございます。私どもも、一昨年、札幌市教育振興基本計画を施行いたしまして、この中においても、委員がご指摘のように、読解力を上げるため、読書活動にも力を入れていこうということで推進しております。

このたびの新規事業の算数に一ごプロジェクトは、小学校5年生、6年生になって算数の分数の掛け算等が出てきて、ここですみずく子どもたちが多くことに着目をいたしまして、小学校5年生、6年生についてだけ25人の少人数指導ができるよう、モデル的事業として進めるというものでございます。ですから、まず、算数についてだけ取り上げておりますが、国語にも力を入れていくことについては、教育委員会も同じ意見であるということでご承知おき願えればと思います。

それから、低学年における発達障がいへの対応等については、国では、35人の少人数学級を小学1年生で実施しておりますが、北海道と札幌市においては、2年生まで少人数学級の枠を広げております。

あわせて、委員の中でもやっただいていただいている方がいらっしゃると思うのですが、数年前から、学びのサポーターとしてご協力をいただいております、年数的にも8年たち、かなりの数のボランティアの方にご協力をいただいている状況でございます。

学びのサポーターが必要な学校については、学校の要望にできるだけ応えられるよう、時間数についてもふやしていただいているところでございますので、皆様方にもご協力をいただければと思います。

以上です。

○金子会長 ありがとうございます。

時間の関係で、これについては、一応終わらせていただきます。

事務局には、本日の委員の方々のたくさんのご意見を踏まえて、次年度以降、新・さっぽろ子ども未来プランの実施状況の報告をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日最後の議題でございますが、さっぽろ未来創生プランについて、事務局から説明をいただきます。

○事務局（柏原子ども企画課長） 初めに、これからご説明をさせていただきますさっぽろ未来創生プランは、現在、パブリックコメントを終えまして、最後の詰めを行っているところでございますので、きょう皆様方にお配りした資料につきましては、あくまでも計画案となっておりますことをご了承いただきたいと思います。

なお、公表は今年28日と聞いているところでございます。

それでは、資料の内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、4ページをごらんください。

先ほども見ていただいた表でございますが、札幌市では、平成25年度に、まちづくり

に関する最上位の計画となりますまちづくり戦略ビジョンを策定したところでございます。

まちづくり戦略ビジョンでは、私たちが目指す札幌市の将来といたしまして、目指す都心像を描く中で、その実現に向けましては、市民、企業、行政などが一丸となって人口減少の緩和に努めるとともに、都市の活力と生活の質を高めながら、このまちを次世代に良好な形で引き継いでいかなければならないとしているところでございます。

さっぽろ未来創生プランは、人口減少の緩和の方向性を具現化するための新たな個別計画といたしまして、札幌市の人口の将来展望や、今後5カ年の基本目標、施策等を示す計画となっているところでございます。

一方で、新・さっぽろ子ども未来プランにおきましては、札幌を、子どもが豊かに育つまちとするために、子どもが生き生きと過ごし、子育て家庭の不安や負担が軽減される環境を総合的に整えることを目的として掲げております。

また、その環境整備の結果といたしまして、少子化対策としても重要な役割を果たすものであると位置づけているところでございます。

こうしたことから、これら二つの計画が、人口減少の緩和にかかわる計画として密接に関連し、整合性を図っていくこととなります。

ちょっと飛びますが、31ページをごらんいただきたいと思えます。

人口減少の緩和を目指す未来創生プランでは、安定した雇用を生み出すことと、結婚・出産・子育てを支える環境づくりの二つの基本目標を設定しておりますが、このうち、基本目標2の、結婚・出産・子育てを支える環境づくりについては、くくり方は違うものの、施策の方向性としては、子ども未来プランとおおむね同一のものとなっているところでございます。

したがいまして、また飛んでいただきますが、48ページと54ページにあるKPI、重要業績評価指標につきましても、子ども未来プランでは成果指標という言い方になっておりますが、おおむね項目が同一でございます。

また、同一の項目につきましては、当然のことながら、目標値につきましても同様となっております。今後の取り組みを進めるに当たりましては、子ども未来プランと未来創生プランの目標2は表裏一体の関係にあると言えるところでございます。

では、具体的に何が違うのかということになりますが、32ページに戻っていただきたいと思えます。

人口減少の緩和を直接的に目指します未来創生プランでは、明るい未来を描くことができる好循環を実現するために必要不可欠なものとして、基本目標の柱の一つに、安定した雇用を生み出すということを掲げまして、経済の基盤づくりや産業振興の分野を人口減少緩和策と結びつけて計画化するといった、人口減少緩和に関する初めての総合的な計画という点がございます。

これは、その隣の33ページの現状と課題にございますが、札幌市の合計特殊出生率の水準が低い要因といたしまして、雇用形態や収入などの経済面の不安が障害となっている

と考えられていることによります。

また、このことに伴い、32ページのとおり、基本目標の達成度をはかる数値目標として、若年層の道外転出超過数を設定するとともに、合計特殊出生率を設定したことも、子ども未来プランとの違いとなっているところでございます。

なお、計画の個別事業につきましては、計画策定が、先ほどご説明をいたしましたアクションプランと同時並行で進められたこともございまして、掲載された事業についてはアクションプランと同様になっておりますため、先ほど、子ども未来プランとアクションプランの関係についてご説明を行いましたので、割愛させていただきたいと存じます。

さっぽろ未来創生プランの説明は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、さっぽろ未来創生プランにつきまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

平野委員、お願いします。

○平野委員 平野です。

私の専門として、いじめの未然防止と、社会的自立が困難な若者への支援について申し上げます。

まず、50ページに、いじめの未然防止等による子どもが安心して学べる支援や対応の充実と書いてありますが、まず整理しておきたいのは、未然防止と対応とは別だということです。

未然防止については、例えば、消防署を幾ら建てても火事はなくならないですね。火事に対応してくれる場所が消防署なので、専門家は、どちらかという対応のほうに力点を置いていて、予防としては、日常的に常時かわる人たちをどう支援していくのか、エンパワーメントしていくかということが課題になると思います。

50ページには、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを活用することは書かれていますが、学校の先生たちや子どもたちといった日常的に生活している方々をどうかづけていくのかという視点からの話がありません。

対応策として、スクールカウンセラーがいれば、いじめが深刻なものにはならないと思うのですが、スクールカウンセラーが幾らいても、いじめはなくならないと思いますし、いじめの早期発見ということを考えると、スクールソーシャルワーカーは学校に常駐していないので、早期発見にはつながらないと思います。このあたりについての理屈立てをもう少し整理されるといいかなと思いました。

それから、54ページも同様です。

社会的自立が困難な若者への支援ということですが、困難を有する状態に陥ることを未然に防ぐために、進路未決定者などへの相談・支援を実施する前に、もっとできることを考えていくのが、予防とか未然防止につながるのではないかと考えています。

そういう意味でも、先ほどの話に戻るのですが、ハイティーンの人たちへの支援につい

ては、こういうところに力点を置いておかなければいけないと思います。

例えば、ソーシャルキャピタルのように、いろいろな人たちとのネットワークを持っていることが大切だと思います。ソーシャルネットワークではなく、札幌市の中の人とのかかわりとして、いろいろな大人たちや若者同士が交流できるプラットフォームみたいなものをしっかりつくるとか、そういうことがとても重要になると私は思っています。そのための施策を今後ご検討いただけたらと思います。

それで、若者支援総合センターは、大変すばらしく、若者たちのセーフティーネットになっているのですが、これも対応の場所になっていて、彼らが行かなければならないし、見つけてもらわなければ動けないということがあるので、ソーシャルキャピタルを高めていけるようなプラットフォームづくりをご検討いただけたらと思います。

以上です。

○金子会長 ありがとうございます。

50ページについておっしゃったのは、クラスで毎日接しておられる先生たちにも支援が要るということですね。その中で、当然、ソーシャルキャピタルができる機会がふえますから、今の平野委員のご意見に対して、前向きにというか、どこかで考えておいていただきたいと思います。

事務局からのコメントはいかがでしょうか。

○事務局（喜多山学校相談支援担当係長） 教育委員会の児童生徒担当課の喜多山と申し上げます。

いじめの未然防止につきましてお話をさせていただきたいと思います。

委員がおっしゃるように、いじめの未然防止が今非常に重要だと捉えておりまして、道徳教育や授業の中で、子どもたち同士が学び合いをして関係性を深めていくとともに、子どもたちが助け合ったり支え合うピアサポート活動を学校で計画的に取り入れて、結果としていじめが未然に防がれていく、そういう教育活動を基盤に考えているところでございます。

しかし、スクールカウンセラーは、週に1回程度の配置になっておりまして、スクールソーシャルワーカーは、必要に応じて教育委員会から派遣するという形になっておりまして、子どもにびっしり寄り添った対応が可能ではない配置状況になっております。

それで、専門家の方々と複数の先生方が一緒になって、子どもの小さな変化やサインなどに気づき、情報を共有しながら、家庭との連携を強めていく、そういった教育相談体制を丁寧にきめ細かくやっていくことが、いじめの未然防止には非常に重要ではないかと思っております。

こういったことについて、各学校が、より意図的、計画的、体系的に教育活動の中に盛り込んでいけるかということが今課題になっているところでございます。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、追加の説明をお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課の渡辺です。

54ページの、社会的自立が困難な若者への支援に関してお答えいたします。

まず、具体的な例といたしまして、若者支援総合センターの職員が定時制高校に出向きまして、先生や生徒たちとふだんから関係づくりを行うという取組を始めたところでございます。

また、若者からの相談につきましては、センターで相談を受けるだけではなくて、今年度から、区民センター等を活用した各区での出前相談も始めたところでございます。

以上でございます。

○金子会長 多様な資源を使って、少しずつそういうことをやっているというお話だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

秦委員、お願いします。

○秦委員 資料8の未来創生プランのKPIの見方について、勉強させていただきたいと思います。

例えば、54ページのKPI、重要業績評価指標は、52ページの子育てを支える社会の形成の施策の①、②、③のそれぞれの項目に関連して達成をさせたい数値目標ということによろしいのでしょうか。

例えば、54ページの真ん中に、市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合の目標値が出ていますが、52ページから54ページに書かれている施策には、それに該当する文言が見られないので、そういう関連で見ないのか、どういうふうに見たらいいのかという基本的な質問です。

○金子会長 全体としては、市民の評価を尋ねるという形での現状値と目標値があると思いますが、今のお話のようなものも多分あると思います。いかがでしょうか。

○事務局（柏原子ども企画課長） 委員がおっしゃったように、それぞれの分野ごとに指標が設定されておまして、例えば、54ページであれば、その前の数ページを網羅するというものもありますが、今、会長が言われたように、アンケート調査等の項目との整合性の問題もあって、どんぴしゃと合うものがないことも事実なのかと思います。

○秦委員 申し上げたいのは、ここにある重要業績評価指標と施策はびつたりにしておいたほうがいいのかと思ったということですが、そうとも限らないということですね。

○事務局（柏原子ども企画課長） 1対1で対応しているということではなくて、例えば、配慮を要する子どもへの支援について、包括的に指標が達成できたかどうかということを見るために、市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合があるとお考えいただければよろしいかと思います。

○金子会長 よろしいですか。

時間が押しております。

松本（伊）副会長、お願いします。

○松本（伊）副会長 松本です。

目標値が出るということは、それに従って評価をすることも含まれていると思いますので、計画という観点で、これは評価として使えるのかどうかという趣旨のご質問かと思えます。

ですから、その点はもう少し慎重に扱うといえますか、ここでも、もう一度、評価という観点をどういうふうにしていくのかについて、継続的に話題にしていってはいかがでしょうか。現状がそうであるということは認識いたしましたので、これは意見です。

○金子会長 どうもありがとうございます。

現状値は既に出ているわけでありますから、目標に向かって努力をする、とりあえずの数字であるという理解ですね。

それでは、きょうの議事については、これで終了します。

その他の状況報告が予定されているようですから、事務局からお願いいたします。

○事務局（田中施設運営課長） 施設運営課長の田中でございます。

昨年末、国から2点ほど重要なお話がありましたので、ご報告いたしますとともに、これらへの札幌市の対応方針につきましてご説明をしたいと思います。お手元には特に資料はございませんので、口頭にて失礼させていただきます。

いずれの案件も、まだ国から確定的で詳細なことが示されていないため、札幌市としての今後の大まかな方針をお示しするものでございます。

また、国の決定を待って、札幌市として検討を始めるのでは時期を逸するという項目もございますので、本日、方針をご承認いただければ、部会等で詳細を検討の上、改めて本会議でご議論を賜りたいと考えております。

1点目は、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策についてです。

この件につきましては、国は一昨年9月から検討を行っておりまして、昨年末、その最終取りまとめが公表されました。

この中では、重大な事故等が発生した場合は、発生の都度、市町村単位で有識者等による検証委員会を設置し、原因等を分析し、公表するという内容になっております。

今後、恐らく3月までに具体的な内容が通知され、4月から施行という可能性が強いものと思われませんが、国からの通知があり次第、速やかに運用を開始する必要があると考えております。

札幌市といたしましては、有識者等による検証委員会につきまして、本子ども・子育て会議の設置目的を踏まえまして、本会議に一定の役割をお願いしたいと考えております。

具体的事項については今後検討してまいります。本会議の部会あるいはその下部機関に検証委員会の役割を担っていただきと現時点では考えております。

事故の発生につきましては、予見できないものでありまして、早急に検討を進める必要があることから、この場で、本件に係る本会議の役割についてご了承いただき、正式な決定につきましては、郵送等による持ち回りで決定させていただきたいと考えております。

で、よろしくお願い申し上げます。

2点目でございます。

既にご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、全国的に保育士の確保が困難になっている現状への緊急的、時限的な対応として、国は、保育士以外の者が保育に従事できるよう、規制緩和措置を講じる方針を打ち出しており、今月中の政省令改正が予定されております。

詳細については省略させていただきますが、内容といたしましては、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を一定の条件において保育士とみなす、朝夕の応援保育士や、配置基準を上回って配置する保育士について、十分な業務経験を有する者や、子育て支援員研修を修了した者などでも代替可能とするといったものでございます。

札幌市といたしましては、今後、本会議での議論を通じて慎重に検討してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

まだ国が具体的なものを出していないけれども、前倒しをして少し対応したいというのが事故への対応の関係で、保育士の関係については慎重にやりたいということでした。

いかがでしょうか。ご意見はございますでしょうか。

前田委員、お願いします。

○前田委員 幼稚園連合会の前田です。

田中課長、ありがとうございます。

保育士の資格を持っていなくても緊急に対応できるような措置については、あしたの全国子ども・子育て会議でも議論されると思います。

それで、子ども・子育て支援対応研修会については、道のほうで、保育士の免許を持っていない方が研修を一定期間受ければ、例えば一時預かり事業の中でも配置のカウントにきちんと入れていくということですが、そういった研修会を政令市の札幌市で行うことはあるのでしょうか。道のほうの動きが鈍いものですから、できれば札幌市でやっていただけるとありがたいと思います。

○金子会長 いかがでしょうか。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） 今のお話は、子育て支援員の研修のことですね。

その研修については、基本的には都道府県が実施主体ということになっておりまして、札幌市として、子育て支援員を大量に今すぐ欲しいということもありませんので、まず、道の実施の推移を見てまいります。札幌市として、今この時点では行うつもりはありませんが、まず、道のやっている内容を見ていきたいということでございます。

○金子会長 いずれにしましても、次年度以降のこの会議で、また状況報告をいただけるということよろしいでしょうか。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） はい。

○金子会長 それでは、時間も参りましたので、本日の議事は、これで終了いたします。
進行を事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

○事務局（柏原子ども企画課長） 会長、ありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（柏原子ども企画課長） それでは、これで本日の子ども・子育て会議を終了させていただきます。

今年度、27年度の全体会議は、本日が最後となります。

来年度、平成28年度におきましても、全体会議を2回程度開催する予定でございます。次回は9月ごろを予定しているところでございます。日程につきましては、事務局より別途ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、急なお願いで大変恐縮でしたが、本日、皆様にマイナンバーの確認をさせていただきました。この後、ご返却をさせていただきますので、そのままお席でお待ちいただきたいと思います。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上